（様式５）　最終更新日：令和6年10月31日

一般社団法人日本障がい者乗馬協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	▪中長期計画「強化戦略プラン」を役職員、構成員から幅広く意見を募り、事務局長が強化戦略プランを作成し、パラ馬術に関する意思決定機関であるパラ馬術強化本部会議の本部長、副本部長に報告をしている。強化戦略はパラ馬術本部会議に委ねられており、パラ馬術本部会議で決定した戦略が中長期計画として定められる。 ▪強化戦略に関わることであり、戦力開示を避ける為、現在は公開していないが、2022年8月の世界馬術選手権大会（4年に1度）終了後、当協会HPにて公表を実施。WEBサイト https://jrad.jp/ ▪中長期計画の公表後は、全職員で取り組む事項とし、基本計画に基づく事業の実施の評価し、評価に基づく改善を実行する。「強化戦略プラン」を定期的に作成することで、プランの検証、見直し、再取組みを行える流れとなっている。 ▪セラピー事業も含めた中長期計画は現在未策定であり、令和7年2月の理事会にて承認決議を取る予定。（令和7年2月までに承認）	1．強化戦略プラン
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	▪協会の組織、事業規模、経済的合理性を鑑み、円滑な業務を遂行するに必要な範囲での採用を行うこととしている。そのために、ガバナンス及びコンプライアンスにおいても経験、専門性を備えた、優秀な人材を就業規程・臨時職員等に関する就業規則に基づき採用している。 ▪役職員も含めたコンプライアンス研修を2022年度、導入、実施計画を立てている。 ▪活動の推進の基盤となる事務局については、人件費等の管理費は限られている事から、生産性を向上させた中で適時必要な人材を各分野から雇用するために、また、パラリンピックサポートセンターの機能（シェアードサービス）を活用し、一部業務の外部委託を推進している。パラ馬術を支える大会運営役員については、審判・スチュワードの育成を図ると共に、競技運営全般において有能なスタッフを健常者馬場馬術大会参画者から確保できるように計画している。▪今後の採用者に対しては、研修実施計画資料に基づき研修を実施する。▪パラ馬術強化本部を推進基盤とし、定例の会議にて強化戦略プランに基づいた推進計画・実施状況を確認すると共に2019年度に本部長・副本部長・強化委員長体制を廃止し、本部長・副本部長制による戦略実行へのスピードアップを図っている。また、パラ馬術強化本部委員については、あえて定数を設けない事で、随時外部メンバーの追加を行い、戦略推進に向けた適時適正な体制強化を図っている。組織図をHPに公表：https://jrad.jp/association/setup/ ▪令和7年2月の理事会までに策定する中長期計画にある人材の採用及び育成に関する計画を作成し理事会にて承認決議を得る。	2．JRAD就業規則 3．JRAD臨時職員等に関する就業規則 4．JRAD事務局規程 5．研修実施計画資料 6．組織図

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	▪事業年度ごとに監査を行い、事業計画書、収支予算書、決算について理事会で協議、承認を行い当協会WEBサイトにて公開　https://jrad.jp/association/information-disclosure/ ▪自己財源には、会員の入会金、年会費、スポンサー、一般企業および個人からの寄付金がある。そのなかで、協賛企業は2024年10月現在スポンサー2社。これらは、協賛金を含め自主財源の確保という観点からも財務の健全性に重要な役割を果たしている。「オフィシャルスポンサー規程」を制定し今後もスポンサー獲得を実施。また、個人会員制度を新たに制定しており、定款に基づき会員の拡大を図り、や広く当協会活動の広報を行うことにより、一般企業、個人からの収入増加につなげ、自主財源の確保、財務の健全制に努めている。 ▪中長期的財務計画を策定し、令和7年2月の理事会にて承認決議を得る。	７．2024年事業計画書 ８．2024年収支予算書 ９．2023年度決算書 １０．2023年度決算書2 １１．2023年度監査報告書 １２．2023年度事業実施報告書 １３．オフィシャルスポンサー規程 １４．JRAD経理規程 １５．JRAD経費規程 １６．定款
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	▪現在、理事は9名であり、外部1名（11%）、女性5名（55%）となっている。 ▪監事は、男性1名、女性1名となっている。 ▪理事、監事の選任は、外部、女性、弁護士、有識者など高度な知見又は専門性を有する者とし、多様性も確保している。 ▪今後ともガバナンスコードを意識した役員構成になるように、適任者の選任に努めていく。 ▪令和5年3月の理事会にて、外部理事と女性理事の目標割合は設定済み（外部理事25%以上・女性理事40%以上）	１６．定款 １７．役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	▪一般社団法人であり評議員会を設置していない為、本項目は適用無し	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	▪「アスリート委員会規程」第2条（目的）の中に、「あらゆる事項を必要に応じて審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。」と明記。第4条（構成）で、「適切な人選を行うこと」を記載、第9条（報告など）で理事会などに対する答申、報告等を行うという条文を設け、具体的な方策を講じている。	１８．アスリート委員会規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	▪現状　9名の理事、2名の監事により、理事会を構成している。適正な規模であり、社会状況に応じてWEBでの会議参加を認めるなどし、開催を容易に行えるように整えるなど、実効性が確保されている。	１６．定款 １７．役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	▪役員選考規程を令和5年2月の理事会で承認決議を得て、同規定第2条（８）に「就任時において満７０歳を超えていないこと。ただし外部理事については年齢制限を設けない。」と規定し、令和５年4月から施行。但し、今後令和6年にて再度の改訂を実施予定	１９．役員選考規程 ２０．役員選考委員会規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	▪監事は定款で4年の任期と定められているが理事と合わせて2年に1度の改選にて理事、監事の選定を実施している。 ▪役員の任期期間については令和7年2月の理事会にて承認決議を得る。 　それまでの間、実情を踏まえ検討を行い、法整備に向け準備を行う。	１６．定款 １７．役員名簿 １９．役員選考規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ▪10年を超えて存在している理事（三木則夫・浅川信正・大石寿・瀬戸富美・滝本真弓・高橋憲子）については、パラ馬術本部長やセラピー本部長を担当し、またパラリンピアンやセラピー事業の先駆者としての立場/見識から、団体運営/事業戦略決定にとって不可欠な存在と評価されている為、理事として任命している。	

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	▪役員の選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けない独自性を確保した適正な組織運営のための規程とする。 （役員選考規程第3条）	１９．役員選考委員会規程 ２０．役員選考規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	▪役員・指導者・競技者などは、「倫理・コンプライアンス規程」において、法規範を遵守し、違法行為をしないこと。懲罰規程を定めている。 ▪職員は、「就業規則」において、服務を規定化しており、違反した場合の懲戒の種類、懲戒の事由を定めている。	２１．倫理・コンプライアンス規程 ２．JRAD就業規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	▪定款をはじめ、各種規程等を整備している。 ▪令和5年３月に規程関連の整備を実施 （役員選考規程、役員選考委員会規程、コンプライアンス委員会規程、アスリート委員会規程、等）	１６．定款 １４．JRAD経理規程４．JRAD事務局規程 ２１．倫理・コンプライアンス規程 １５．JRAD経費規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	▪各種規程等を整備している。 ▪個人情報保護法取扱規程は,個人情報保護法が2022年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、改正の内容を反映させて策定し、令和５年３月の理事会にて承認済み ▪令和5年３月に規程関連の整備を実施 （個人情報保護取扱規程、通報制度の運用に関する規程、等）	２２．JRAD文書取扱規２３．個人情報保護取扱規程 ４．JRAD事務局規程 ２１．倫理・コンプライアンス規程 ３１．通報制度の運用に関す規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	▪役員は、無報酬であることを定款に記載している。 ▪職員の給与は、給与規定に記載している。	１６．定款 ２．JRAD就業規則 ４３．JRAD給与規定
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	▪定款にて制定している。 ▪令和5年３月の理事会で規程を再整備済み	１６．定款

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	▪定款にて会員制度について制定している。	１６．定款 ２４．入会申込書１ ２５．入会申込書２ ２６．入会申込書３ １３．オフィシャルスポンサー規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	▪代表選手選考にあたっては、選考基準を都度策定し、HPにて公開している。 https://jrad.jp/para/competition-related/ ▪選手は日本スポーツ仲介機構(JSAA)に意義申し立てをする権利を有することを「倫理・コンプライアンス規程」にさだめている	２７．2024年パラ馬術　強化指定選手選考規程 ２８．2024年パラ馬術　育成指定選手選考規程 ２９．パリ20240選考規程 ３０．WEG2022選考規程 ３１．通報制度の運用に関す規程 ３２．通報シート ２１．JRAD倫理・コンプライアンス規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	▪JRADパラ馬術資格認定規程を設けている ▪JRADパラ馬術資格認定規程第11条に基づき、審判員は強化本部と事務局で適切に選考を実施し決定を行う。	３３．JRADパラ馬術資格認定規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	▪理事メンバーの中に、弁護士がおり、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 ▪税理士については、パラサポシェアードサービスの機能を活用しており、日常的に相談等出来ている。 ▪令和６年度3月までにコンプライアンス研修を事務局向けに実施する	３１．通報制度の運用に関する規定 ３２．通報シート １７．役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	▪JARD倫理・コンプライアンス規程を策定している。 ▪コンプライアンス委員会を設置している ▪令和5年３月の理事会にてコンプライアンス委員会の承認決議を得て、その後の開催毎に議事録を公表する。 また、委員についても令和６年３月の理事会にて承認決議を得る。 ▪令和5年3月までにコンプライアンス研修を事務局向けに実施する	２１．JRAD倫理・コンプライアンス規程 ６．組織図

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	▪ コンプライアンス委員会を設置し、理事の弁護士を委員長としている ▪ 令和5年3月までにコンプライアンス委員会を実施し、議事録を公表する。 また、委員についても令和7年３月までに選定する。	６．組織図
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	▪ 役職員、選手、指導者、審判員向けの研修実施計画を策定し、令和５年度から研修を実施 ▪ 役職員、選手、指導者、審判員向けの研修実施計画を策定し、年1回は最低実施を行う。その機会は主催大会、理事会時に実施する	５．研修実施計画資料

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	▪研修実施計画を策定し、令和５年度から研修を実施。年1回は最低実施を行う。 令和6年度は第4四半期に弁護士によるインテグリティ研修を実施予定。 また、今後は、主催大会時などにも実施していく予定。	５．研修実施計画資料
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	▪研修実施計画を策定し、令和５年度から研修を実施する。 年1回行い、主催大会時などにも実施いていく予定。	５．研修実施計画資料（
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（１）について】 法務、税務、会計等は、助成を受けている日本財団パラサポのシェアードサービスを利用している。さらに、法務については、理事の弁護士に契約書のリーガルチェックを含め、法律相談のできる体制を整備している。	１７．役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	▪財務、経理についても各種規程に基づき、処理を適切に行っている。シェアードサービスの税務部門も取扱があり、活用し、公正な会計原則を遵守している。 ▪会計年度ごとに決算書類を作成、監査を経て、HPに公開している。 https://jrad.jp/association/information-disclosure/ ▪内部監査を行う監事については、外部からの起用を行っており、男女1名ずつの構成となっている。1名は健常者馬術団体元理事長でその後東京2020オリンピック馬術競技のスポーツマネージャーを務めた人に、もう1名は自ら会社を経営している人を起用している。	９．2023年決算書 １０．2023年決算書2 １１．2023年監査報告書 １４．JARD経理規程 １５．JARD経費規程 ３４．JRAD出張旅費規程 ３５．JRAD旅費規程 ３６．JRAD慶弔規程 １４．JRAD経理規程 １７．役員名簿 ４４．監事名簿
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	▪日本財団パラサポ、JAPAN SPORT、スポーツくじなどの助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査をうけている。	１４．JRAD経理規程
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	▪法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧出来る状況を整えている。 ▪事業・決算報告書をはじめ、各種規程等をWEBにて公開している。 https://jrad.jp/association/information-disclosure/	１６．定款 ７．2024年度事業計画書 ８．2024年度収支予算書 １２．2023年度事業実施報告書 ９．2023年度決算書 １０．2023年度決算書２ １１．2023年度監査報告書

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	▪本協会HPにて、「強化指定選手の選考規程」「育成指定選手の選考規程」を公表しており、適切な情報開示を主体的に行っている。 https://jrad.jp/para/competition-related/ ▪世界大会では、大会ごとに基準を定め、HPにて公開している。「2022年世界馬術選手権大会代表人馬選考基準」 https://jrad.jp/para/competition-related/	２７．2024年パラ馬術　強化指定選手の選考規程 ２８．2024年パラ馬術　育成指定選手の選考規程 ３０．2024年パリパラリンピック大会代表人馬選考基準
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（２）について】 ▪令和6年11月11日にガバナンスコード自己説明書を当協会HPにて、公表。 https://jrad.jp/association/information-disclosure/ ▪令和６年度のガバナンスコード適合状況は、随時協会HPにて公表	３７．2024年ガバナンスコード自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	▪利益相反について、適切に管理をしている	３８．利益相反に関する規程 ３９．利益相反ポリシー

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	▪利益相反ポリシーを策定済み	３８．利益相反に関する規程 ３９．利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	▪通報制度の運用に関する規程、通報シートを策定済み ▪通報窓口を令和６年3月までに設置し、ウェブサイトに掲載予定 ▪通報窓内担当者の守秘義務及び情報管理については通報制度の運用に関する規程第11条にて規則 　化を実施済み ▪相談者の不利益回避については通報制度の運用に関する規程第10条第1項にて規則化を実施済み ▪研修会等を通じ、通報の正当性については教育を行っていく	３１．通報制度の運用に関する規定 ３２．通報シート
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2）　通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	▪通報制度の運用に関する規程、通報シートを整備済み ▪事務局が受けた内容をコンプライアンス委員会に報告を行う。尚、コンプライアンス委員会には弁護士が存在している。	３１．通報制度の運用に関する規定 ３２．通報シート ６．組織図

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	▪懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分にいたるまでの手続きを「JRAD倫理・コンプライアンス規程」で定めている。 ▪アンチ・ドーピング規程を策定している。 ▪各種規程は協会ホームページに掲載している。 ▪懲罰制度における手続きについては、倫理コンプライアンス規程第5条で規程している 　また、その規程の公開もウェブサイトでの実施を令和６年３月までに実施する ▪処分審査は倫理コンプライアンス規程第14条にて処分対象者の権利履行を担保している ▪処分結果の通知については倫理コンプライアンス規程第9条に明記している	２１．JARD倫理・コンプライアンス規程 ４０．JRADアンチ・ドーピング規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	▪処分審査については、『JRAD倫理・コンプライアンス規程』に規定しており、処分審査を行う際の聴聞の機会、スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することを決めている。 ▪『JRAD倫理・コンプライアンス規程』上では、苦情相談窓口や案件の調査・処分等を倫理委員会で行う旨が記載されているが、実際にはコンプライアンス委員会が倫理委員会の役割を担っているため、今後、実態に合った形で『JRAD倫理・コンプライアンス規程』の改訂と、「コンプライアンス委員会規程」の策定を実施済み	２１．JARD倫理・コンプライアンス規程

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	▪倫理・コンプライアンス規程に反した懲罰対象者は、スポーツ仲裁付託できることを「JRAD倫理・コンプライアンス規程」第14条2項に入れている。 ▪スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できる自動応諾条項を「スポーツ仲裁に関する規則」として制定済み ▪日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則における不服申立期間に制限を加えていない	２１．JARD倫理・コンプライアンス規程 ４１．スポーツ仲裁に関する規則
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	▪選考の結果通知、処分の通知に際して、スポーツ仲裁の利用が可能であることの「スポーツ仲裁に関する規則」を併せて通知する。	４１．スポーツ仲裁に関する規則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	▪理事、事務局メンバーで意見を出し合い、危機管理マニュアルを策定済み （１）危機管理マニュアル内で、緊急時の体制を構築している （２）危機管理マニュアルを策定している。 （３）危機管理マニュアルでは「３」にて対象範囲について対象を規程化し、「５」のアクションリストにて第一発見者から会長への初動アクションの流れ、役割分担、内部・外部向けアクションに取るべきアクションを時系列に並べ明記している （４）不祥事が発生した場合（危機管理マニュアル「３」（４）または（５）に該当）、取るべきアクションを「５」のアクションリストに流れを明記。必要に応じて第三者委員会を設置するようになっている。	４２．危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	▪過去4年間において、本協会内の不祥事は発生していないため、この項目は、該当しない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	▪ 本協会では、過去4年間において、本協会不祥事による外部調査委員会は設置していない。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	▪ 地方組織自体が存在しない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	▪ 地方組織自体が存在しない。	